

令和4年度第1回広島市地域密着型サービス運営懇談会 次第

日時：令和4年8月29日（月）
場所：Zoom、広島市役所本庁舎2階講堂

1 開 会

2 報告事項

広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の改正について

3 意見聴取事項

第8期広島市高齢者施策推進プランにおける第2回地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者の募集について

4 閉 会

令和4年度第1回広島市地域密着型サービス運営懇談会 資料一覧

区 分	資 料 名
報告事項	広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の改正について
資料1	第8期広島市高齢者施策推進プランにおける第2回地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者の募集について
資料2-1	認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準
資料2-2	小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価（指導）基準
資料2-3	24時間訪問サービス等設置運営事業者評価（指導）基準
資料2-4	特定施設入居者生活介護事業者選定基準
参考資料1	令和4年度認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領
参考資料2	令和4年度小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護設置運営事業者募集要領
参考資料3	令和4年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護設置運営事業者募集要領
参考資料4	令和4年度特定施設入居者生活介護事業者募集要領

広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の改正について

1 改正の理由

広島市地域密着型サービス運営懇談会（以下「懇談会」という。）は非公開としているが、市民の市政参画の推進に関する要綱第15条第3項の規定により、懇談会の運営の透明性をより確保するため、懇談会は原則として公開とすることとし、広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市長が非公開とすることが必要と認める場合を除き、懇談会は公開で行うこととする旨の規定を加える。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 新旧対照表

現行	改正
<p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。</p> <p><u>2</u> 市長は、必要があるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。</p> <p><u>2</u> 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。</p> <p><u>3</u> 市長は、必要があるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年8月22日から施行する。</u></p>

4 施行期日

令和4年8月22日

《参考》

市民の市政参画の推進に関する要綱

(審議会等の適正な運営)

第15条

- 3 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、その運営の透明性を確保するため、公開するものとする。ただし、会議を非公開とすることが適当と認められる場合として要領で定める場合は、この限りではない。

第8期広島市高齢者施策推進プランにおける 第2回地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者の募集について

1 募集の趣旨

第8期広島市高齢者施策推進プラン（令和3年度～令和5年度）（以下、「第8期プラン」）に基づき、令和3年8月に募集した地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護の設置運営事業者を、令和4年1月に選定・決定したところである。しかしながら、認知症高齢者グループホーム（以下、「GH」）及び特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設」）の整備（予定）数は、事業所の廃止により第8期プランの計画定員数と乖離があるため、GH及び特定施設について、第8期プランの計画定員数に達する定員数を追加で募集し、併せて小規模多機能型居宅介護などのその他の地域密着型サービスも募集するものである。（募集定員数の考え方は別紙のとおり）

2 募集概要

(1) 募集内容

サービス種類		募集定員数 (募集圏域)	摘 要
地域密着型サービス	認知症高齢者グループホーム	72人分 ^{※1} (全市域)	【整備形態】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規整備（サテライト型を含む。） ・既存事業所のユニット数の増 ・既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増 【募集ユニット数】 <ul style="list-style-type: none"> ・1～3ユニット/事業所（1ユニット定員：5～9人） 【整備を促進する日常生活圏域】 <ul style="list-style-type: none"> ・全市域平均の充足率（9.8%）を勘案し、充足率が低い9%未満の14圏域^{※2}については、加点項目の加点を20点とするとともに、県の補助金の対象圏域とする。
	その他	制限なし (全市域)	【対象サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 【整備形態】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規整備（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のみサテライト型を含む。）
特定施設入居者生活介護		62人分 ^{※1} (全市域)	【整備形態】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規整備 ・既存の住宅型有料老人ホーム等の転換、既存の特定施設の増床 【定員数】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の特定施設の増床の場合、増床後の定員数は100人以下とする。

※1 募集開始時から令和4年12月31日までに廃止する事業所があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加する。

※2 幟町圏域、国泰寺圏域、二葉圏域、大州圏域、段原圏域、宇品・似島圏域、中広圏域、古田圏域、安佐・安佐南圏域、東原・祇園東圏域、口田圏域、湯来・砂谷圏域、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域、五日市南圏域の14圏域。

(2) 応募要件

- ア 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていることなど、募集要領に定める適否判定基準を満たすこと。
- イ 令和6年度末までに事業を開始すること。

(3) 選定・決定方法

- ア 応募者の事業計画について、募集要領に定める評価基準に基づき評価を行う。
- イ GH・特定施設については、全体の評価得点及び評価項目「事業所運営」の評価得点がいずれも6割以上の者の中から、募集数を超えない範囲で、評価得点の高い順に事業者を選定する。
- ウ その他の地域密着型サービスについては、全体の評価得点及び評価項目「事業所運営」の評価得点がいずれも6割以上の場合に事業者として決定する。

3 スケジュール

事 項		時 期
第1回地域密着型サービス運営懇談会		令和4年8月29日(月)
募集開始(本市ホームページ及び「市民と市政」により公表)		令和4年8月下旬(HP) 令和4年9月1日号(市民と市政)
事業計画書受付		【その他地域密着型サービス】 令和4年11月7日(月)～11月11日(金) 【GH、特定施設】 令和4年11月14日(月)～11月18日(金)
選定 委員会	適否判定	令和4年12月下旬
	応募者ヒアリング〔GH・特定施設のみ〕	令和5年1月中旬
	選定・決定	令和5年1月下旬
第2回地域密着型サービス運営懇談会		令和5年3月上旬
選定・決定結果通知		令和5年3月上旬

4 参考資料

地域密着型サービス(認知症高齢者グループホームを除く)の整備状況について [参考1](#)

地域密着型サービス事業所整備費等補助金について(概要) [参考2](#)

日常生活圏域		認知症高齢者グループホーム										特定施設入居者生活介護									
		第7期 プラン末		R3年度の 選定数		廃止等		R4.8.1 現在		備 考	第7期 プラン末		R3年度の 選定数		廃止		R4.8.1 現在		備 考		
		施設 数	定員 数	施設 数	定員 数	施設 数	定員 数	施設 数	定員 数		施設 数	定員 数	施設 数	定員 数	施設 数	定員 数	施設 数	定員 数			
中区	糠町	2	36			-1	-9	1	27		0	0					0	0			
	国泰寺	5	81					5	81		3	155	1	69			4	224	住宅型有料老人ホームの転換		
	吉島	4	72					4	72		2	98					2	98			
	江波	5	90					5	90		2	150					2	150			
東区	福木・温品	4	72	1	18			5	90	2ユニット×9人	1	36					1	36			
	戸坂	4	72					4	72		1	56					1	56			
	牛田・早稲田	4	72					4	72		0	0					0	0			
	二葉	5	97			-1	-27	4	70		3	190					3	190			
南区	大州	2	36					2	36		0	0					0	0			
	段原	3	54					3	54		1	37					1	37			
	翠町	4	72					4	72		1	84					1	84			
	仁保・橋那	4	63	1	27			5	90	3ユニット×9人	3	187			-1	-24	2	163			
	宇品・似島	3	63					3	63		3	162					3	162			
	中広	5	90			-1	-18	4	72		2	88					2	88			
西区	観音	5	99					5	99		2	89	1	46			3	135	住宅型有料老人ホームの転換		
	己斐・己斐上	4	79					4	79		1	34					1	34			
	古田	3	45					3	45		3	200	1	47			4	247	住宅型有料老人ホームの転換		
	庚午	4	60	1	18	-1	-17	4	61	2ユニット×9人	0	0					0	0			
	井口台・井口	4	72					4	72		2	136					2	136			
	城山北・城南	6	108					6	108		2	166					2	166			
安佐南区	安佐・安佐南	4	61					4	61		0	0					0	0			
	高取北・安西	6	117	1	18			7	135	2ユニット×9人	1	60					1	60			
	東原・祇園東	3	54					3	54		1	25					1	25			
	祇園・長束	5	90					5	90		2	80					2	80			
	戸山・伴・大塚	5	81					5	81		1	384					1	384			
	白木	2	36					2	36		1	80					1	80			
安佐北区	高陽・亀崎・落合	5	90	1	18			6	108	2ユニット×9人	2	238					2	238			
	口田	3	54					3	54		0	0					0	0			
	三入・可部	5	90	1	18			6	108	2ユニット×9人	3	124					3	124			
	亀山	4	72	1	18			5	90	2ユニット×9人	1	86					1	86			
	清和・日浦	6	126					6	126		1	29					1	29			
安芸区	瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)	3	63	2	53			5	116	・2ユニット⇒3ユニット(9増床) ・2ユニット(17床) ・3ユニット×9人	0	0					0	0			
	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	4	72					4	72		1	50					1	50			
	阿戸・矢野	6	96					6	96		1	72					1	72			
佐伯区	湯来・砂谷	1	18					1	18		0	0					0	0			
	五月が丘・美鈴が丘・三和	7	117					7	117		1	50					1	50			
	城山・五日市観音	5	81	1	18			6	99	2ユニット×9人	2	149					1	49			
	五日市	4	81					4	81		1	33					1	33			
	五日市南	2	36					2	36		1	60					2	160			
合 計	160	2,868	10	206	-4	-71	166	3,008	(3,075) 計画定員数	52	3,388	3	162	-1	-24	54	3,526	(3,588) 計画定員数			
募集定員数 (計画定員数 - 整備予定数)		72人分										62人分									

注1: 令和4年8月1日現在において充足率が低い9%未満の日常生活圏域を示す。

注2: 特定施設入居者生活介護の網掛け部分は、未整備の日常生活圏域を示す。

注3: 整備中のものを含む。

注4: 定員数の単位は人数。

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームを除く）の整備状況について

参考 1

(単位：事業所)

日常生活圏域		小規模多機能型居宅介護 (第8期プラン：53事業所)		看護小規模多機能型居宅介護 (第8期プラン：9事業所)		認知症対応型通所介護 (第8期プラン：27事業所)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (第8期プラン：23事業所)		夜間対応型訪問介護 (第8期プラン：5事業所)	
		R4.8.1 現在	備考	R4.8.1 現在	備考	R4.8.1 現在	備考	R4.8.1 現在	備考	R4.8.1 現在	備考
中区	楳町	1		0		0		1		0	
	国泰寺	0		0		0		1		0	
	吉島	1		0		0		0		0	
	江波	2		1		0		2		0	
東区	福木・温品	1		0		0		0		0	
	戸坂	1		0		0		0		0	
	牛田・早稲田	1		0		2		0		0	
	二葉	1		0		2		2		1	
南区	大州	1		0		1		0		0	
	段原	0		0		0		0		0	
	翠町	2		0		0		0		0	
	仁保・楠那	0		0		0		0		0	
	宇品・似島	0		0		0		0		0	
	中広	1		0		2		0		0	
西区	観音	1		0		1		1		1	
	己斐・己斐上	1		1		0		0		0	
	古田	1		0		0		0		0	
	庚午	1	R3年度_決定	0		0		1		1	
	井口台・井口	1		0		0		0		0	
	城山北・城南	3		1		1		2		0	
安佐南区	安佐・安佐南	3		0		0		2		0	
	高取北・安西	1		0		2		1		0	
	東原・祇園東	2		0		2		2	R3年度_決定(+1)	0	
	祇園・長束	1		0		0		0		0	
	戸山・伴・大塚	2		0		1		1		0	
	白木	1	R3年度_決定	0		0		0		0	
安佐北区	高陽・亀崎・落合	2		2		0		2		1	
	口田	2		0		1		1	R3年度_決定	1	R3年度_決定
	三入・可部	3		1		0		0		0	
	亀山	1		0		2		0		0	
	清和・日浦	0		0		0		0		0	
	瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)	0		2	R3年度_決定(+1)	0		0		0	
安芸区	瀬野川(中野東小学校区を除外)・船越	1		0		2		1		0	
	阿戸・矢野	2		0		0		0		0	
	湯来・砂谷	1		0		0		0		0	
佐伯区	五月が丘・美鈴が丘・三和	0		0		1		0		0	
	城山・五日市観音	1		0		1		1		1	
	五日市	1		0		1		0		0	
	五日市南	1		0		0		0		0	
	合計	45	第1回募集_2事業者決定	8	第1回募集_1事業者決定	22		21	第1回募集_2事業者決定	6	第1回募集_1事業者決定

注1：網掛け部分は、未整備の日常生活圏域を示す。

注2：整備中のものを含む。

地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（概要）

種 別	補 助 内 容	基 準 額 （ 上 限 額 ） （※令和4年度）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	施設の整備等	1施設当たり 5,940,000円
	開設準備経費等	1施設当たり 14,000,000円
認知症対応型通所介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 11,900,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 8,910,000円）
	開設準備経費等	補助対象外
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 認知症対応型 共同生活介護事業所 （グループホーム） <u>※認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）については、充足率が低い下記の圏域で新規事業所を開設する場 合に限ります。</u>	施設の整備等	1施設当たり 33,600,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 8,910,000円）
	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 839,000円

<認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の補助対象圏域>

幟町圏域、国泰寺圏域、二葉圏域、大州圏域、段原圏域、宇品・似島圏域、中広圏域、古田圏域、安佐・安佐南圏域、東原・祇園東圏域、口田圏域、湯来・砂谷圏域、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域、五日市南圏域（14圏域）

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

<p>① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。</p> <p>② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。 ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。 </div> <p>③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。</p> <p>④ 広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※1）に該当しないこと。</p> <p>⑥ 設置運営事業者として選定又は決定され事業所を整備した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること（小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換するために廃止した場合を除く。）、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。</p>
--

(2) 設置計画に係るもの

事業所の整備時期	令和6年度末（令和7年4月1日指定等を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
整備予定地	<p>① 自己所有、借地及び借家により広島市内に整備予定地が確実に確保できること。</p> <p>② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。</p> <p>③ 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。</p> <p>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※2）</p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※2）</p>
資金計画	<p>① 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。</p> <p>② 事業開始後の資金計画が適切であること。</p> <p>③ 事業開始時の運転資金（年間必要資金の1/2分の2以上）が確実に確保できること。</p>
設備要件	<p>① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号）で定められた基準を満たすこと。</p> <p>② 共同生活住居数は1以上3以下（サテライト型の場合は1又は2）であること。なお、1である場合は、利用定員は9名とする。</p> <p>③ 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。</p> <p>④ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定申請又は変更届出までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。</p>

地 元 説 明	<p>地元説明が行われていること。</p> <p>事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の整備に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。</p> <p>○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。</p> <p>○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。</p> <p>なお、この説明は、広島市にグループホームの事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。</p> <p>○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。</p> <p>○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。</p>
応 募 数	<p>一人[※]当たりの応募可能数は、1を限度とする。</p> <p>※ 出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業を一体的にPRしている、事業計画書の内容が同一等の事情から実質的にグループ法人と判断される者を含む。</p>

※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

※2 整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。

「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。

2 評価基準

(1) 評価項目・配点

評価項目			評価のポイント	配点	
大区分	中区分	小区分			
応募者の概要			運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成29年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成29年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成31年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成29年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。 特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援	5	5
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5	100
		地域との連携	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5	
			利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所の行事に招いたりする等、地域との相互交流について、どのような事業を、どの程度実施する計画か。 地域に対して、地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。 地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。	5	
		利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。 家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	5	
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5	
		管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5	
			管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10	
			職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	5	
			適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5	
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。 働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5	
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5	
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5	
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5	
			食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5	
		栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5	
			事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。	5	
		サービスの質の確保	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5	
			利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5	
個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。			5		
中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。			5		
認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。	5				
より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。	5				
食費、光熱水費、宿泊費の価格設定は適当か。また、敷金等の前払金がないか。	5				
経営の安定性	法人経営の安定性	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	5	5	
事業所の所有関係	整備予定地及び建物は自己所有か。また、賃借の場合、契約期間は何年か。	5			
整備予定地	道路・交通	利便性の良い場所に位置しているか。	10	10	
	周辺状況	地域との交流の促進が期待できる場所に位置しているか。			
	面積・日照等	周辺の建物等により事業所への日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか。			
整備建物	建物の特質	建物の整備により周辺に日陰・風通しの問題が生ずることがなく、地域に根ざす事業所としてふさわしいものとなっているか。	5	35	
		安全・健康面等への配慮	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。 利用者の安全・快適な生活に配慮した事業所となっているか。		5
	ユニット	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
		より在宅に近い居住環境を確保できるような配置等になっているか。	5		
	水回り空間	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
		利用者の生活のリズムに沿った排泄・入浴等が可能な設備の数、配置等になっているか。	5		
計				155*	

※ 評価得点が155点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

(2) 加点項目・加点

加点項目	加点のポイント	加点
要整備圏域への整備	横町・国泰寺・二葉・大州・段原・宇品・似島・中広・古田・安佐・安佐南・東原・祇園東・口田・湯来・砂谷・五月が丘・美鈴が丘・三和・五日市南のいずれかの圏域に整備する事業計画か。	20
看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも未整備の圏域で併設するか。	10
小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも未整備の圏域で併設するか。	5
認知症対応型通所介護事業所との併設	認知症対応型通所介護事業所が未整備の圏域で併設するか。	5
独自の取組	事業所運営又は整備建物において、特色ある独自の取組が計画されている。 【①地域との連携、②職員の配置及び人材育成・定着等(障害者雇用など)、③サービスの質の確保(機能訓練など)、④建物の特質(広島県産の木材使用など)、⑤安全・健康面等への配慮(シックハウス対策・衛生管理への配慮など)、⑥ユニット、⑦水回り空間】	各3 (最高21)
若年性認知症利用者専用ユニットの設置	若年性認知症の利用者専用ユニットを設置する。	10

3 評価の視点

評価項目			視 点	
大区分	中区分	小区分		
事業所運営	事業所運営の 基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービスの事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている
				利用者本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できる職員に徹底するための具体的な取組がある
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある
				外部評価を受け、明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある
		地域との連携	基本方針	地域との連携に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
				地域との相互交流
			地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れるための具体的な取組がある
			地域住民を対象とした介護相談等の実施	地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある
		利用者の家族との 連携	家族との交流の機会 の確保	家族会を設置する
				利用者の一時帰宅の支援をどのように行うのか、具体的な取組がある
				家族が来所しやすくなるような具体的な取組がある
	家族への情報提供 と意見の反映	3台以上、グループホーム用の来客専用駐車場がある		
		来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている		
		広報紙・写真・お便りの送付、ホームページの活用など、積極的に実施する		
	事業所管理 運営	運営母体(法人代表 者(予定者))	法人代表者(予定者)	設置運営事業者募集に応募した明確な動機がある
				管理者(予定者)
		管理者(予定者)・職員 配置・職員研修・ 人材育成・定着等	職員配置	ユニットごとに固定した介護職員を配置する
				介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する
				介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士取得者を50%以上配置する
				介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を75%以上とする
				介護職員(非常勤職員を含む。)について、基準の120%以上配置する
				看護師を常勤換算で1名以上配置する
		職員研修	「夜間支援体制加算」を算定できる体制を整備する	
資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにしており、就業規則等で職員に周知する				
認知症介護の研修を実施する				
ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する				
質の高い中核的人材 育成・定着等	高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する			
	事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある			
	外部研修へ積極的に派遣する			
働きやすい環境づくり	「介護職員処遇改善加算1」が算定できる体制を整備する			
	「介護職員等特定処遇改善加算」を算定できる体制を整備する			
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マイスターを養成した実績がある			
利用者処遇	利用者等の苦情処理 体制・個人情報の保 護・事故発生時の 対応	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける	
			苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある	
			個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する
	事故発生時の対応	利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する		
		事故発生時の対応マニュアルを整備する		
		定期的に事例やヒヤリハットについて職員全員が共有し、事故の再発防止を図るための具体的な取組がある		
	災害対策・衛生管理・ 感染症対策	災害発生時の対応	各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する	
			非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、地域住民等との連携、協力関係構築を行うための具体的な取組がある	
			非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う	
		衛生管理・感染症対策	年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水など自然災害に対する避難訓練を実施する	
			夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する	
			非常用飲料水や医薬品、トイレ用品、携帯ラジオなどを事業所内に備蓄又は準備する	
栄養・協力医療機関	栄養管理	衛生管理について具体的な取組がある		
		食中毒予防のマニュアルを整備する		
		事業所における各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する		
	協力医療機関	療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理の具体的な取組がある		
		療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の具体的な取組がある		
		「栄養管理体制加算」を算定する予定としている		
協力医療機関	「口腔・栄養スクリーニング加算」を算定する予定としている			
	協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内)			
	高齢者がり患しやすい疾病への対応として、眼科や皮膚科などを含む複数の診療科と連携する(歯科は除く)			
歯科医院と連携する				

サービスの質の確保	基本方針	サービスの質の確保に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている		
		利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	<p>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないための具体的な取組がある</p> <p>利用者の虐待防止のための具体的な取組がある</p> <p>利用者の家族等による援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合において、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図るための具体的な取組がある</p> <p>利用者から金銭を預かる場合、具体的な管理方法を明文化し家族に取支を報告するなど、利用者の金銭管理についての具体的な取組がある</p> <p>介護職員の言葉使いや私物の取扱い、居室への出入りなど利用者の気持ちや尊厳に配慮した対応を行うための具体的な取組がある</p> <p>居室やトイレなどの表示をわかりやすくする工夫、季節や時間を理解しやすくする工夫など、認知症の利用者が不穏にならないような具体的な取組がある</p> <p>利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある</p> <p>炊事、洗濯、清掃等を可能な限り利用者と職員が共同で行うための具体的な取組がある</p>	
		個別ケアの実施	<p>利用者が居室にこもることなく、できる限り離床して生活を送るための支援を行う具体的な取組がある</p> <p>個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する</p> <p>利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする</p> <p>摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある</p> <p>プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある</p> <p>利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する</p>	
		中重度利用者への処遇	<p>医療面・介護面での中重度利用者への対応について具体的な取組がある</p> <p>看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護について具体的な取組がある</p> <p>事業開始時に「看取り介護加算」が算定できる体制を整備する</p> <p>ACPの実践のほか、看取りに向けた多職種連携の充実を図っていくための具体的な取組がある</p> <p>機能訓練において具体的な取組がある</p>	
		認知症への対応と医療との連携	<p>認知症への対応について具体的な取組がある</p> <p>医療との連携について具体的な取組がある</p> <p>事業開始時に「若年性認知症利用者受入加算」が算定できる体制を整備する</p> <p>事業開始時に「医療連携体制加算1」が算定できる体制を整備する(事業開始後の利用実績によっては、他の区分を算定する予定としている場合を含む)</p> <p>事業開始時に「利用者の入院期間中の体制」が算定できる体制を整備する</p> <p>「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている</p> <p>「口腔衛生管理体制加算」を算定する予定としている</p>	
		新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進	<p>介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する</p> <p>新しいICT(情報)技術を導入する</p> <p>食事加工技術など利用者の快適性に資する新しい技術を導入する</p> <p>「科学的介護推進体制加算」を算定する予定としている</p>	
		食費・光熱水費等の価格設定等	<p>1日当たりの食費の額が妥当である</p> <p>1日当たりの光熱水費の額が妥当である</p> <p>1日当たりの宿泊費の額が妥当である</p> <p>敷金等の前払金がない</p>	
		経営の安定性	法人経営の安定性	<p>法人経営の安定性</p> <p>決算期を3期以上経た法人である</p> <p>3年連続で営業利益を出している</p> <p>直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている</p> <p>直近の会計年度において、債務超過となっていない</p>
			事業所の所有関係	<p>土地</p> <p>自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある</p> <p>建物</p> <p>自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある</p>
		整備予定地	道路・交通	道路状況
	公共交通機関			<p>公共交通機関の駅やバス停まで近い(道のりで500m以内)</p> <p>平日の昼間において公共交通機関の運行がある(1時間に1本以上)</p>
	周辺状況		環境	<p>市街化区域に整備する</p> <p>閑静な場所</p> <p>洪水浸水想定区域内でない、又は洪水浸水想定区域内であり避難確保計画を作成している</p>
			地域との交流	<p>保育園、幼稚園、学校と近接し(道のりで500m以内)利用者や地域との交流が可能な場所</p>
			生活の場	<p>商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(道のりで500m以内)外出の機会を促進する生活環境</p> <p>平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境</p>
	面積・日照等		余裕のある敷地	<p>建ぺい率60%以内の建設である</p>
			日照	<p>南側が斜面や高層建築物等で遮られていない</p>
		風通し	<p>斜面や高層建築物等で遮られていない</p>	
	整備建物	建物の特質	周辺への影響	<p>建物の整備により周辺に日陰・風通しの問題が生ずるおそれがない(既設の建物の場合は、その建物により現に、周辺に問題が生じていない)</p> <p>周囲の景観と融合する外観等を備えている</p>
建物の構造			<p>耐火構造又は準耐火構造である</p> <p>ユニットが2階以下に配置されている</p>	
使用素材			<p>建物周辺の舗装等に濡れても滑りにくい材料を使用するなど、歩行の安全や車いす等の利用に配慮した素材を使用する(具体的な素材を記載)</p> <p>転倒防止、転倒時の衝撃緩和や職員の身体の負担軽減に配慮した床材を使用する(具体的な素材を記載)</p>	
安全・健康面等への配慮		基本方針	<p>利用者の安全対策・設備における利用者の健康面への配慮に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている</p>	
		避難経路	<p>1階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路が2か所以上ある</p> <p>居間及び食堂の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる</p> <p>幅員が150cm以上の避難経路が確保されている</p> <p>消防法その他の法令等の基準に基づく非常用照明等に加え、避難の安全の確保に対する取組がある</p>	

	安全面	利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している		
		玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している		
		駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、段差の解消が図られている		
		駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、有効幅員が120cm以上確保されている		
		長時間の停電に対応した照明設備等を整備する		
	健康への配慮	室温確保のための対策を講じている		
	衛生管理	感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している		
	ユニット	基本方針	ユニット整備に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている	
		ユニット	居間及び食堂と居室が別の階にあるなど、ユニットがフロアで分断されていない 採光、照明、通風、景観など、利用者が快適に過ごせるような環境づくりを行っている 利用者の状態に合うすやテーブルを用意するなど、食事をおいしく食べられる環境づくりを行っている 居室は居間及び食堂に近接して一体的に配置されている	
		居室	基準面積の1.3倍以上 不整形な居室がない ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある 車いす使用者やその他歩行が困難な利用者が安全に支障なく移動できるよう工夫がある 居室内での転倒や転落を防止するための取組がある	
		ユニット出入口	木目調や暖かみを感じる素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている	
		記録スペース	事務室以外に、個人情報保護に配慮した介護記録等の記録スペースを設けている	
		水回り空間	基本方針	水回り空間に関して、利用者のプライバシーへの配慮や自立を促す設備等の基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
			トイレ設備	ユニットごとに2か所以上に分散して設置している
	清掃・臭い対策を講じている			
車いす使用者に対応したトイレを設置している				
左右どちらの半身に障害がある利用者も使いやすい工夫がある				
立ち座りや姿勢の維持を容易にすることで、排泄の自立をサポートするための工夫がある				
プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている				
簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している				
浴室	ユニットごとに設置している			
	個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている			
	利用者の入りやすさを重視した浴槽を選択している			
	ペアガラスの設置、暖房機器の設置など、ヒートショック対策が講じられている プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている			

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。

小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価（指導）基準

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

<p>① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。</p> <p>② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。 ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。 <p>③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。</p> <p>④ 広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※1）に該当しないこと。</p> <p>⑥ 設置運営事業者として選定又は決定され事業所を開設した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること（小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換するために廃止した場合を除く。）、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。</p>

(2) 設置計画に係るもの

事業所の開設時期	令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
開設予定地	<p>① 自己所有、借地及び借家により広島市内に開設予定地が確実に確保できること。</p> <p>② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。</p> <p>③ 開設予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。</p> <p>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※2）</p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※2）</p>
設備要件	<p>① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号）で定められた基準を満たすこと。</p> <p>② 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。</p> <p>③ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。</p>

<p>地 元 説 明</p>	<p>地元説明が行われていること（共用型認知症対応型通所介護を除く。）。</p> <p>事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の設置に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。 ○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。 ○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所開設後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。 <p>なお、この説明は、広島市に小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）の事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上決定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。 ○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。
----------------	--

※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

※2 開設予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。

「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが開設予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。

2 評価基準

評価項目			評価のポイント	配点	
大区分	中区分	小区分			
応募者の概要		介護保険事業の実施状況	<p>運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者</p> <p>①平成29年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。</p> <p>②平成29年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。</p> <p>③広島市内に所在する事業所において平成31年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。</p> <p>④平成29年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでは正している。</p> <p>小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む。) 訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む。) 訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援</p> <p>認知症対応型通所介護 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護</p>	5	5
		事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5	
事業所運営の基本方針	地域との連携	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
		<p>利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所の行事に招いたりする等、地域との相互交流について、どのような事業を、どの程度実施するか。</p> <p>地域に対して、地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。</p> <p>地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。</p>	5		
事業所運営の基本方針	利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。	5		
		家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	5		
事業所管理運営	管理者(法人代表者(予定者))	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5		
		適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
事業所管理運営	管理者(予定者)・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	管理者(予定者)は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10		
		職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	5		
事業所管理運営	サービスの提供体制の確保	適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5		
		質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5		
事業所管理運営	サービスの提供体制の確保	働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5		
		幅広い利用の機会の確保のため、サービス提供日や提供時間、実施地域の設定等への配慮があるか。	5		
利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報保護の確保・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5		
		事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5		
利用者処遇	災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5		
		食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5		
利用者処遇	栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5		
		事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。	5		
利用者処遇	サービスの質の確保	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
		利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5		
利用者処遇	サービスの質の確保	個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。	5		
		中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。	5		
利用者処遇	サービスの質の確保	認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。	5		
		より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。	5		
利用者処遇	サービスの質の確保	食費、宿泊費の価格設定は適当か。	5		
経営の安定性	法人経営の安定性	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	5	5	
		事業所の所有関係	開設予定地及び建物は自己所有か。また、賃借の場合、契約期間は何年か。	5	
開設予定地	道路・交通	利便性の良い場所に位置しているか。	10	10	
		周辺状況	地域との交流の促進が期待できる場所に位置しているか。	5	
開設予定地	面積・日照等	周辺の建物等により事業所への日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか。	5		
整備建物	建物の特質	建物の整備により周辺に日陰・風通しの問題が生ずることがなく、地域に根ざす事業所としてふさわしいものとなっているか。	5		
		適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
整備建物	安全・健康面等への配慮	利用者の安全・快適な生活に配慮した事業所となっているか。	5		
整備建物	サービス提供フロア	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5	35	
		利用者が快適に過ごせる環境となっているか。	5		
整備建物	水回り空間	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		
		利用者の生活のリズムに沿った排泄・入浴等が可能な設備の数、配置等になっているか。	5		
計				155*	

※ 評価得点が155点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

3 評価の視点

評価項目			視 点	小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	看護小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	認知症対応型通所介護		
大区分	中区分	小区分						
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービス事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている				
			利用者本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある					
			運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある					
			職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある					
		外部評価を受け、明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある						
		地域との連携	基本方針	地域との連携に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている				
			地域との相互交流	利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所行事に招いたりする等地域との相互交流が活発に行われる具体的な取組がある				
			季節や行事ごとに広報紙を作成し、地域に配付する					
		地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れるための具体的な取組がある					
		地域住民を対象とした介護相談等の実施	地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある					
		利用者の家族との連携	家族との交流の機会の確保	家族会を設置する				
			家族が来所しやすくなるような具体的な取組がある					
	3台以上、小規模多機能型居宅介護用(看護小規模多機能型居宅介護用又は認知症対応型通所介護用)の来客用駐車場がある							
	家族への情報提供と意見の反映		広報紙、写真、お便りの送付、ホームページの活用など、積極的に実施する					
	利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することになっている							
			利用者が在宅で暮らし続けるため、家族に対してどのように支援するか具体的な取組がある					
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	法人代表者(予定者)	設置運営事業者募集に応募した明確な動機がある				
			基本方針	職員配置・職員研修・人材育成・定着等に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている				
			管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる				
				介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる				
			職員配置	介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する				
				介護職員(非常勤職員を含む、保健師、看護師、准看護師であるものを除く。)について、介護福祉士取得者を40%以上配置する				
				介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を60%以上とする				
				介護職員(非常勤職員を含む。)について、基準の120%以上配置する				
				介護支援専門員は居宅介護支援事業所での勤務経験がある				
				常勤の看護師を1名以上配置する				
				訪問看護事業所での勤務経験のある保健師、看護師、准看護師を1名以上配置する				
			「口腔機能向上加算」を算定できる体制を整備する					
			「個別機能訓練加算」を算定できる体制を整備する					
			管理栄養士を1名以上配置する					
職員研修			資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにより、就業規則等で職員に周知する					
			認知症介護の研修を実施する					
			ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する					
			高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する					
	事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある							
外部研修へ積極的に派遣する								
質の高い中核的人材育成・定着等	「介護職員処遇改善加算1」が算定できる体制を整備する							
	「介護職員等特定処遇改善加算」を算定できる体制を整備する							
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マスターを養成した実績がある							
働きやすい環境づくり	福利厚生や充実した労働環境の改善などの具体的な取組がある							
	職場におけるハラスメントを防止するための具体的な取組がある							
	職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する							
サービス提供体制の確保	サービス提供日	土曜日、日曜日及び休日でもサービス提供を行う						
	サービス提供時間	1日当たりのサービス提供時間(小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの営業時間)は長時間(8時間以上)となっている						
	1日当たりのサービス提供時間は延長に対応できる							
実施地域の範囲	1行政区以上とする							
利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける					
			苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある					
		個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する					
		利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する						
	事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する						
		定期的な事例やヒヤリハットについて職員全員が共有し、事故の再発防止を図るための具体的な取組がある						
災害対策・衛生管理・感染症対策	災害発生時の対応	各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する						
		非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、地域住民等との連携、協力関係構築を行うための具体的な取組がある						
		非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う						
		年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水など自然災害に対する避難訓練を実施する						
	夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する							
非常用飲料水や医薬品、トイレ用品、携帯ラジオなどを事業所内に備蓄又は準備する								
衛生管理・感染症対策	衛生管理について具体的な取組がある							
食中毒予防のマニュアルを整備する								
事業所における各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する								

評価項目			視 点	小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	看護小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	認知症対応型通所介護		
大区分	中区分	小区分						
	栄養・協力医療機関	栄養管理	療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理の具体的な取組がある					
			療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の具体的な取組がある					
			「口腔・栄養スクリーニング加算」又は「栄養アセスメント加算」を算定する予定としている					
		協力医療機関	協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内)					
			高齢者がり患しやすい疾病への対応として、眼科や皮膚科などを含む複数の診療科と連携する(歯科は除く)					
			歯科医院と連携する					
		サービスの質の確保	基本方針	サービスの質の確保に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている				
				利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないための具体的な取組がある			
					利用者の虐待防止のための具体的な取組がある			
					利用者から金銭を預かる場合、具体的な管理方法を明文化し家族に収支を報告するなど、利用者の金銭管理についての具体的な取組がある			
					介護職員の言葉使いや私物の取扱い、居室への出入りなど利用者の気持ちや尊厳に配慮した対応を行うための具体的な取組がある			
			居室やトイレなどの表示をわかりやすくする工夫、季節や時間を理解しやすくする工夫など、認知症の利用者が不穏にならないような具体的な取組がある					
	利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある							
	個別ケアの実施		利用者が宿泊室等にこもることなく、できる限り居間、食堂等で活動するための支援を行う具体的な取組がある					
			個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する					
			利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする					
			摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある					
			プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある					
	利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する							
	中重度利用者への処遇		医療面・介護面での中重度利用者への対応について具体的な取組がある					
			看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護について具体的な取組がある					
		事業開始時に「看取り連携体制加算」が算定できる体制を整備する						
		ACPの実践のほか、看取りに向けた多職種連携の充実を図っていくための具体的な取組がある						
		「褥瘡マネジメント加算」が算定できる体制を整備する						
	認知症への対応と医療との連携	「排せつ支援加算」が算定できる体制を整備する						
		機能訓練において具体的な取組がある						
		認知症への対応について具体的な取組がある						
医療との連携について具体的な取組がある								
事業開始時に「若年性認知症利用者受入加算」が算定できる体制を整備する								
事業開始時に「緊急時訪問看護加算」が算定できる体制を整備する								
事業開始時に「特別管理加算」が算定できる体制を整備する								
事業開始時に「ターミナルケア加算」が算定できる体制を整備する								
新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進	事業開始時に「総合マネジメント体制強化加算」が算定できる体制を整備する							
	事業開始時に「看護職員配置加算」が算定できる体制を整備する							
	「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている							
食費・宿泊費の価格設定	介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する							
	新しいICT(情報)技術を導入する							
食費・宿泊費の価格設定	食事加工技術など利用者の快適性に資する新しい技術を導入する							
	「科学的介護推進体制加算」を算定する予定としている							
経営の安定性	法人経営の安定性	1日当たりの食費の額が妥当である						
		1日当たりの宿泊費の額が妥当である						
		決算期を3期以上経た法人である						
	事業所の所有関係	3年連続で営業利益を出している						
		直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている						
開設予定地	道路・交通	直近の会計年度において、債務超過となっていない						
		土地	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある					
	周辺状況	建物	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある					
		環境	敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること)					
			無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能					
	生活の場	公共交通機関	広島市立地適正化計画における都市機能誘導区域内					
		市街化区域に整備する						
		閑静な場所						
	面積・日照等	地域との交流	洪水浸水想定区域内でない、又は洪水浸水想定区域内であり避難確保計画を作成している					
		生活の場	保育園、幼稚園、学校と近接し(道のりで500m以内)利用者や地域の交流が可能な場所					
面積・日照等	平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境							
	余裕のある敷地	建ぺい率60%以内の建設である						
	日照	南側が斜面や高層建築物等で遮られていない						
	風通し	斜面や高層建築物等で遮られていない						

評価項目			視 点	小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	看護小規模多機能型居宅介護(サテライト型含む)	認知症対応型通所介護	
大区分	中区分	小区分					
整備建物	建物の特質	周辺への影響	事業所の建物について、周辺に日陰・風通しの問題が生ずるおそれがない(既設の建物の場合は、その建物により現に、周辺に問題が生じていない)				
			周囲の景観と融合する外観等を備えている				
		建物の構造	耐火構造又は準耐火構造である				
			同一建物にサービス付住宅等の居住施設を併設していない(将来的にも併設しない)				
		使用素材	同一敷地の別棟にサービス付き住宅等の居住施設がない				
			建物周辺の舗装等に濡れても滑りにくい材料を使用するなど、歩行の安全や車いす等の利用に配慮した素材を使用する(具体的な素材を記載)				
		安全・健康面等への配慮	基本方針	転倒防止、転倒時の衝撃緩和や職員の身体の負担軽減に配慮した床材を使用する(具体的な素材を記載)			
				利用者の安全対策・設備における利用者の健康面への配慮に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている			
			避難経路	1階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路が2か所以上ある			
	居間・食堂・機能訓練室の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる						
	幅員が150cm以上の避難経路が確保されている						
	安全面		利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している				
			玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している				
			駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、段差の解消が図られている				
			駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、有効幅員が120cm以上確保されている				
	健康への配慮	長時間の停電に対応した照明設備等を整備する					
		室温確保のための対策を講じることとしている					
	衛生管理	感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している					
	サービス提供フロア	基本方針	サービス提供フロアの整備に関して適切な基本方針が設定されている				
			基準面積の1.3倍以上				
		居間・食堂・機能訓練室	採光、照明、通風、景観など、利用者が快適に過ごせるような環境づくりを行っている				
			利用者の状態に合ういすやテーブルを用意するなど、食事をおいしく食べられる環境づくりを行っている				
			宿泊室は居間及び食堂に近接して一体的に配置されている				
		宿泊室	基準面積の1.3倍以上				
			不整形な居室がない				
		静養室	ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある				
			車いす使用者やその他歩行が困難な利用者が安全に支障なく移動できるよう工夫がある				
	静養室	ナースコールの設置又はドアにガラス窓を設置するなどして利用者を見守りやすい工夫がある					
	出入口	木目調や暖かみを感じる素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている					
	記録スペース	事務室以外に、個人情報保護に配慮した介護記録等の記録スペースを設けている					
水回り空間	基本方針	水回り空間に関して、利用者のプライバシーへの配慮や自立を促す設備等の基本方針(取組の先にある目標)が設定されている					
		トイレ設備	2か所以上に分散して設置している				
	トイレ設備	清掃・臭い対策を講じている					
		車いす使用者に対応したトイレを設置している					
		左右どちらの半身に障害がある利用者も使いやすい工夫がある					
		立ち座りや姿勢の維持を容易にすることで、排泄の自立をサポートするための工夫がある					
		プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている					
		全ての利用者用トイレに温水洗浄便座を設置している					
	浴室	個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている					
		利用者の入りやすさを重視した浴槽を選択している					
ペアガラスの設置、暖房機器の設置など、ヒートショック対策が講じられている							
プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている							

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。

24時間訪問サービス等設置運営事業者評価（指導）基準

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

- ① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
- ② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。
- ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。
- ・ 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。
- ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。
- ③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
- ④ 広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※）に該当しないこと。
- ⑥ 設置運営事業者として選定又は決定され事業所を開設した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること（小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換するために廃止した場合を除く。）、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の開設時期	令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
開設予定地	① 自己所有、借地及び借家により広島市内に開設予定地が確実に確保できること。 ② 開設予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。
設備要件	① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号）で定められた基準を満たすこと。 ② 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。 ③ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。

※ 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をししばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

2 評価基準

評価項目			評価のポイント	配点					
大区分	中区分	小区分		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護			
				一体型	連携型	一体型	連携型	一体型	連携型
応募者の概要		介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成29年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成29年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成31年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成29年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。	5	5	5	5	5	5
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護						
			夜間対応型訪問介護 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護						
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5		5		5	
		利用者の家族及び地域との連携	家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	10		10		5	
			地域の特性やニーズに対応する取組が認められるか、また、地域とどのように連携を図っていくか。						
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5		5		5	
		管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		5		5	
			管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10		10		10	
			オペレーターは随時対応にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		5	
			訪問介護看護従業者は、定期巡回や随時訪問の実施にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		5	
			訪問看護員は、訪問看護の実施にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		—	
			計画作成責任者は、介護と看護を一体的に提供するために、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		—	
			適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5		5		5	
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5	95*	5	95*	5	80*
		事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報等を蓄積する機器を備えているか。	5		5		5	
			通信機器は、オペレーターとの適切な通信手段が備えられているか。	5		5		5	
		事業の有効性・補完性	事業所の整備計画やサービス提供エリアの設定は、適切なサービス提供を行うものとなっているか。(連携型のみ:連携指定訪問看護事業所の状況はどうか。)	5		5		5	
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5		5		5	
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。						
		災害対策・感染症対策	災害の対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5		5		5	
感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。									
サービスの質の確保		適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5		5		5		
		利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5		5		5		
	より手厚いケアを行うため、医療との連携は十分か。	5		5		5			
経営の安定性	法人経営の安定性	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	5	5	5	5	5	5	
開設予定地	道路・周辺状況	利便性の良い場所に位置しているか。	5	5	5	5	5	5	
計				110*	110*	95*			

※ 評価得点が110点(夜間対応型訪問介護は95点)満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

3 評価の視点

評価項目			視 点	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		夜間対応型 訪問介護	
大区分	中区分	小区分		一体型	連携型		
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービス事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている			
				利用者本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある			
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある			
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある			
				外部評価を受け、明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある			
		利用者の家族及び地域との連携	家族への情報提供と意見の反映	利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することになっている			
				地域特性への対応	通常の事業の実施地域内にある地域資源を具体的に把握している		
				地域の特性を踏まえ、地域ニーズへの対応について、具体的な取組がある			
				地域資源を積極的に活用する具体的な取組がある			
				開設予定日常生活圏域内にある地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携について、具体的な取組がある			
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	法人代表者(予定者)	設置運営事業者募集に応募した明確な動機がある			
				管理予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	職員配置・職員研修・人材育成・定着等に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている		
		オペレーター	管理予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる			
				介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる			
			オペレーター	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員のうち、複数の職種をオペレーターとして配置する			
				地域保健や高齢者保健福祉に関する相談業務への従事経験者を1名以上配置する			
				定期巡回随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター経験者を1名以上配置する			
				基準第3条の4第5項各号又は第6条第4項各号に掲げる事業所又は施設の職員をオペレーターとして充てていない			
				実務経験1年以上(初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者においては3年以上)のサービス提供責任者を含まない			
				随時対応サービスを、他の事業所に委託しない			
訪問介護員等・看護師等	訪問介護員等(非常勤職員を含む。)の総数のうち、経験年数7年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する						
	訪問介護員等(非常勤職員を含む。)の総数のうち、介護福祉士を30%以上配置する						
訪問看護サービスを行う看護師等*	訪問看護事業所での勤務経験者を1名以上配置する						
	准看護師によるサービス提供がない						
計画作成責任者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する職員を配置する						
	常勤の保健師又は看護師を充てる						
職員研修	介護支援専門員を充てる						
	アセスメントを毎月1回行う						
質の高い中核的人材育成・定着等	当該事業所の看護職員によりアセスメントを行う						
	資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにより、就業規則等で職員に周知する						
働きやすい環境づくり	個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、研修を実施する						
	概ね1月に1回以上、全ての訪問介護員等・看護師等を対象に、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議」を開催する						
事業に必要な機器等の確保状況	認知症介護の研修を実施する						
	ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する						
情報機器	高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する						
	事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある						
通信機器	外部研修へ積極的に派遣する						
	「介護職員処遇改善加算Ⅰ」が算定できる体制を整備する						
通信機器	「介護職員等特定処遇改善加算」を算定できる体制を整備する						
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マイスターを養成した実績がある						
通信機器	すべての訪問介護員等・看護師等に対して、一年以内ごとに1回、健康診断を実施する						
	福利厚生の実施や労働環境の改善などの具体的な取組がある						
通信機器	職場におけるハラスメントを防止するための具体的な取組がある						
	職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する						
通信機器	利用者の心身の状況等を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できる機器を所有している						
	クラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されている						
通信機器	利用者情報の管理は、オペレーターが所有する紙媒体のケース記録によるものではない						
	ペンダント形の発信機など、利用者の使い勝手に配慮したケアコール端末を配布する						
通信機器	利用者に配布するケアコール端末は双方向通話、テレビ電話等の機能を有している						
	利用者の所有する家庭用電話や携帯電話を通信機器として活用しない						

評価項目			視 点		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		夜間対応型 訪問介護	
大区分	中区分	小区分			一体型	連携型		
	事業の有効性・補完性	サービス提供エリア	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物にサービス付住宅等の居住施設が併設していない(将来的にも併設しない)					
			実施地域の範囲を複数の日常生活圏とする					
			実施地域の範囲を1行政区以上とする					
		連携指定訪問看護事業所	契約に基づき連携する訪問看護事業所が複数ある					
			連携する訪問看護事業所が、事業所と同一の日常生活圏内にある					
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける				
				苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある				
			個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する				
				利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する				
		事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する					
			定期的な事例やヒヤリハットについて職員全員が共有し、事故の再発防止を図るための具体的な取組がある					
		災害対策・感染症対策	災害対策・感染症対策	各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する				
				事業所における各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する				
		サービスの質の確保	基本方針	サービスの質の確保に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている				
				利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	利用者の虐待防止のための具体的な取組がある			
					夜間の訪問サービスのため、利用者宅の鍵の具体的な取り扱いについて定めている			
					認知症の利用者が在宅で生活を続けるための支援について具体的な取組がある			
	利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある							
	摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある							
	医療との連携※		事業開始時に「緊急時訪問看護加算」が算定できる体制を整備する					
事業開始時に「特別管理加算」が算定できる体制を整備する								
	事業開始時に「ターミナルケア加算」が算定できる体制を整備する							
	事業開始時に「24時間通報対応加算」が算定できる体制を整備する							
	「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている							
	当該事業所を医療機関に併設又は本市内に同一法人の医療機関がある							
	地域医療との密接な連携について、具体的な計画があり、実現可能性が高い							
経営の安定性	法人経営の安定性	法人経営の安定性	決算期を3期以上経た法人である					
			3年連続で営業利益を出している					
			直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている					
			直近の会計年度において、債務超過となっていない					
開設予定地	道路・周辺状況等	道路状況	敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること)					
			無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能					
		立地条件	市街化区域に整備する					
			随時訪問にあたり、通常の事業の実施区域全域に30分以内に到着できる					
公共交通機関	広島市立地適正化計画における都市機能誘導区域内							

※ 連携型にあっては、連携予定の指定訪問看護事業者の状況

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。

1 適否判定基準

(1) 事業者（応募者）に係るもの

①	介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
②	介護保険事業の適正な運営を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。 ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。
③	広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
④	広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
⑤	法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※1）に該当しないこと。
⑥	事業者として選定され事業所を整備した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の整備時期	令和6年度末（令和7年4月1日指定等を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
整備予定地	① 自己所有、借地及び借家により広島市内に整備予定地が確実に確保できること。 ② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。 ③ 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実に確保されること。 ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※2） ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※2）
資金計画	① 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。 ② 事業開始後の資金計画が適切であること。 ③ 事業開始時の運転資金（年間必要資金の12分の2以上）が確実に確保できること。
設備要件	① 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）で定められた基準を満たすこと。 ② 定員数は、要介護認定を受けている人だけでなく、要介護認定を受けていない人の定員数も含めた施設の総定員数であること。 ③ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている既存の施設を新たに増床して、増床分について、指定の変更を受けようとする場合、増床後の施設の総定員数が100人以下であること。 ④ 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。 ⑤ 建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ⑥ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定（変更）申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。

地 元 説 明	<p>地元説明が行われていること。 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方針を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の設置に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。 ○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。 ○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。 <p>なお、この説明は、広島市に特定施設入居者生活介護の事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方針を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。 ○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。
応 募 数	<p>一法人[※]当たりの応募可能数は、1事業所を限度とする。</p> <p>※ 出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業を一体的にPRしている、事業計画書の内容が同一等の事情から実質的にグループ法人与判断される者を含む。</p>

<p>※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む） 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む） 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む） 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）
--

<p>※2 整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。</p> <p>「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。</p>
--

2 評価基準

(1) 評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点	
大区分	中区分			
応募者の概要	介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成29年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成29年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成31年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成29年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。 特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援	5	
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5
		地域との連携	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所の行事に招いたりする等、地域との相互交流について、どのような事業を、どの程度実施する計画か。	5
			地域に対して、地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。 地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。	5
	利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。 家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	5	
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5
		管理者(予定者)・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			管理者(予定者)は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10
			職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	5
			適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5
	働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5		
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
			食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。	5
		栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5
			事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。	5
		サービスの質の確保	適切な基本方針が設定され、その内容に応じた具体的な取組が計画されているか。	5
			利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5
個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。			5	
中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。			5	
認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。	5			
より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。	5			
食費、光熱水費、宿泊費の価格設定は適当か。また、敷金等の前払金がないか。	5			
計			160*	

* 評価得点が160点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

(2) 加点項目・加点

加点項目	加点のポイント	加点
未整備圏域への整備	鞆町、牛田・早稲田、大州、庚午、安佐・安佐南、口田、瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)、湯来・砂谷のいずれかの圏域に整備する事業計画か。	20
独自の取組	事業所運営又は整備建物において、特色ある独自の取組が計画されている。 【①地域との連携、②職員の配置及び人材育成・定着等(障害者雇用など)、③サービスの質の確保(機能訓練など)、④建物の特質(広島県産の木材使用など)、⑤安全・健康面等への配慮(シックハウス対策・衛生管理への配慮など)、⑥居住空間、⑦水回り空間】	各3 (最高21)

3 評価の視点

評価項目			視 点	
大区分	中区分	小区分		
事業所運営	事業所運営の 基本方針	事業所の運営方針	運営方針	特定施設入居者生活介護の事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている
				利用者が本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある
				運営懇談会を設置し、事業計画書提出日までに、第三者の立場にある学識経験者、民生委員などに参加を依頼済みである。また、運営懇談会で明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある
		地域との連携	基本方針	地域との連携に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
				地域との相互交流
			地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れるための具体的な取組がある
			地域住民を対象とした 介護相談等の実施	地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある
		利用者の家族との 連携	家族との交流の機会 の確保	家族会を設置する
				利用者の一時帰宅の支援をどのように行うのか、具体的な取組がある
				家族が来所しやすくなるような具体的な取組がある
				定員の1割を超える、特定施設入居者生活介護用の来客専用駐車場がある 来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている
	家族への情報提供 と意見の反映		広報紙・写真・お便りの送付、ホームページの活用など、積極的に実施する 利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することになっている	
	事業所管理 運営	運営母体(法人代表 者(予定者))	法人代表者(予定者)	事業者募集に応募した明確な動機がある
				管理者予定者・職員 配置・職員研修・ 人材育成・定着等
		管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる 介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる	
		職員配置	生活相談員に社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士主任任用資格者を有する者を配置する	
			生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する	
			介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士取得者を50%以上配置する	
			介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を75%以上とする	
			介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、基準(全ての利用者が要介護であるとした場合。)の120%以上配置する	
			1日を通じて常に看護職員を1名以上配置する	
			事業開始時(指定変更時)に「個別機能訓練加算」が算定できる体制を整備する	
		職員研修	資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにより、就業規則等で職員に周知する	
			認知症介護の研修を実施する	
			ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する	
高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する				
事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある 外部研修へ積極的に派遣する				
質の高い中核的人材 育成・定着等	「介護職員処遇改善加算Ⅰ」が算定できる体制を整備する			
	「介護職員等特定処遇改善加算」を算定できる体制を整備する			
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マスターを養成した実績がある			
働きやすい環境づくり	福利厚生の実施や労働環境の改善などの具体的な取組がある			
	職場におけるハラスメントを防止するための具体的な取組がある			
	職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する			
利用者処遇	利用者等の苦情処理 体制・個人情報の保護 ・事故発生時の対応	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける	
			苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある	
		個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する	
			利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する	
	災害対策・衛生管理・ 感染症対策	災害発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する	
			定期的な事例やヒヤリハットについて職員全員がその情報を共有し、事故の再発防止を図るための具体的な取組がある	
			各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する	
			非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、地域住民等との連携、協力関係構築を行うための具体的な取組がある 非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う 年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水など自然災害に対する避難訓練を実施する 夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する 非常用飲料水や医薬品、トイレ用品、携帯ラジオなどを事業所内に備蓄又は準備する	

		衛生管理・感染症対策	衛生管理について具体的な取組がある 食中毒予防のマニュアルを整備する 事業所における各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
	栄養・協力医療機関	栄養管理	療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理の具体的な取組がある 療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の具体的な取組がある 「口腔・栄養スクリーニング加算」を算定する予定としている
		協力医療機関	協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内) 高齢者がり患しやすい疾病への対応として、眼科や皮膚科などを含む複数の診療科と連携する(歯科は除く) 歯科医院と連携する
	サービスの質の確保	基本方針	サービスの質の確保に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないための具体的な取組がある 利用者の虐待防止のための具体的な取組がある 利用者から金銭を預かる場合、具体的な管理方法を明文化し家族に収支を報告するなど、利用者の金銭管理についての具体的な取組がある 介護職員の言葉使いや私物の取扱い、居室への出入りなど利用者の気持ちや尊厳に配慮した対応を行うための具体的な取組がある 居室やトイレなどの表示をわかりやすくする工夫、季節や時間を理解しやすくする工夫など、認知症の利用者が不穏にならないような具体的な取組がある 利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある
		個別ケアの実施	利用者が居室にこもることなく、できる限り離床して生活を送るための支援を行う具体的な取組がある 個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する 利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする 摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある 利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する
		中重度利用者への処遇	医療面・介護面での中重度利用者への対応について具体的な取組がある 看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護について具体的な取組がある 事業開始時(指定変更時)に「看取り介護加算」が算定できる体制を整備する 機能訓練において具体的な取組がある
		認知症への対応と医療との連携	認知症への対応について具体的な取組がある 医療との連携について具体的な取組がある 事業開始時(指定変更時)に「若年性認知症利用者受入加算」が算定できる体制を整備する 事業開始時(指定変更時)に「夜間看護体制加算」が算定できる体制を整備する 事業開始時(指定変更時)に「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている 「口腔衛生管理体制加算」が算定できる体制を整備する
		新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進	介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する 新しいICT(情報)技術を導入する 食事加工技術など利用者の快適性に資する新しい技術を導入する 「科学的介護推進体制加算」を算定する予定としている
		食費・光熱水費等の価格設定等	1日当たりの食費の額が妥当である 1日当たりの宿泊費及び光熱水費の額が妥当である 敷金等の前払金がない 体験入居の機会を確保する
経営の安定性	法人経営の安定性	法人経営の安定性	決算期を3期以上経た法人である 3年連続で営業利益を出している 直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている 直近の会計年度において、債務超過となっていない
	事業所の所有関係	土地	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
		建物	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
整備予定地	道路・交通	道路状況	敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること) 無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能
		公共交通機関	公共交通機関の駅やバス停まで近い(道のりで500m以内) 平日の昼間において公共交通機関の運行がある(1時間に1本以上)
	周辺状況	環境	市街化区域に整備する 閑静な場所 洪水浸水想定区域内でない、又は洪水浸水想定区域内であり避難確保計画を作成している
		地域との交流	保育園、幼稚園、学校と近接し(道のりで500m以内)利用者や地域の交流が可能な場所
		生活の場	商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(道のりで500m以内)外出の機会を促進する生活環境 平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境
	面積・日照等	余裕のある敷地	建ぺい率60%以内の建設である
		日照	南側が斜面や高層建築物等で遮られていない
		風通し	斜面や高層建築物等で遮られていない

整備建物	建物の特質	周辺への影響	建物の整備により周辺に日陰・風通しの問題が生ずるおそれがない(既設の建物の場合は、その建物により現に、周辺に問題が生じていない) 周囲の景観と融合する外観等を備えている
		使用素材	建物周辺の舗装等に濡れても滑りにくい材料を使用するなど、歩行の安全や車いす等の利用に配慮した素材を使用する(具体的な素材を記載) 転倒防止、転倒時の衝撃緩和や職員の身体の負担軽減に配慮した床材を使用する(具体的な素材を記載)
	安全・健康面等への配慮	基本方針	利用者の安全対策・設備における利用者の健康面への配慮に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		避難経路	1階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路が2か所以上ある
			食堂及び機能訓練室の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる
			幅員が150cm以上の避難経路が確保されている
			消防法その他の法令等の基準に基づく非常用照明等に加え、避難の安全の確保に対する取組がある
		安全面	利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している
			玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している
	駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、段差の解消が図られている		
	駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、有効幅員が120cm以上確保されている		
	長時間の停電に対応した照明設備等を整備する		
	健康への配慮	室温確保のための対策を講じている	
	衛生管理	感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している	
	居住空間	基本方針	居住空間整備に関して適切な基本方針(取組の先にある目標)が設定されている
		食堂・機能訓練室	食堂及び機能訓練室と居室が別の階にあるなど、居住空間がフロアで分断されていない
			採光、照明、通風、景観など、利用者が快適に過ごせるような環境づくりを行っている
			食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員に3㎡を乗じて得られた面積以上とする
			利用者の状態に合ういすやテーブルを用意するなど、食事をおいしく食べられる環境づくりを行っている
		居室	居室面積は有効面積で17㎡以上とする(ただし、居室内に浴室、トイレ及び造り付けの収納設備を設ける場合は当該部分は面積に含まない)
			不整形な居室がない
	ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある		
	各居室内に洗面設備を設置している		
	車いす使用者やその他歩行が困難な利用者が安全に支障なく移動できるよう工夫がある		
居室内での転倒や転落を防止するための取組がある			
玄関	木目調や暖かみを感じる素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている		
健康・生きがい空間	地域交流スペース	地域交流のための専用の部屋を設け、利用定員に2㎡を乗じて得られた面積以上とする	
		入口から近く使用しやすい場所に配置する	
	医務室・健康管理室	利用者の健康管理のために、医務室又は健康管理室を設ける ただし、医務室を設ける場合は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること	
	介護・看護職員室	居室のある階ごとに介護・看護職員室を設ける	
趣味・教養・娯楽スペース	図書室など利用者の趣味・教養・娯楽のための専用の部屋を設ける		
	利用者同士の語らいの場となる談話室を設ける		
水回り空間	基本方針	水回り空間に関して、利用者のプライバシーへの配慮や自立を促す設備等の基本方針(取組の先にある目標)が設定されている	
	トイレ設備	各居室内に設置している	
		清掃・臭い対策を講じている	
		車いす使用者に対応したトイレを設置している	
		左右どちらの半身に障害がある利用者も使いやすい工夫がある	
		立ち座りや姿勢の維持を容易にすることで、排泄の自立をサポートするための工夫がある	
		プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている	
	簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している		
	浴室	居室のある階ごとに設置している	
		個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている	
利用者の入りやすさを重視した浴槽を選択している			
ペアガラスの設置、暖房機器の設置など、ヒートショック対策が講じられている			
プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている			

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。

令和4年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに認知症高齢者グループホーム（サテライト型を含む。以下「グループホーム」という。）を設置運営する事業者、又は既存事業所のユニット数の増加若しくは1ユニット当たりの定員数の増加を行う事業者（以下「設置運営事業者」という。）を選定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容	
定員数等	72人分※	全市域（全39圏域）を対象に募集します。 ※廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。
整備形態	① 新規整備（サテライト型を含む。） ② 既存事業所のユニット数の増 ③ 既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増	
募集ユニット数	1～3ユニット（1ユニット定員：5人～9人）	
補助金の交付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（TEL082-504-2173）	

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月14日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又はFAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間 令和4年11月14日（月）から11月18日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 TEL082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 認知症高齢者グループホーム事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 整備予定地の写真」、「24 位置図」

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 設置運営事業者の選定等

(1) 適否判定

別紙3の「認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、選定対象外とし、応募者ヒアリング及び採点は行いません。

(2) 選定方法等

ア 評価及び選定

応募者から提出された事業計画書を、別紙3「選定基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価し、定員数（72人分。ただし、廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。）を超えない範囲内で、評価得点（イによる加点がある場合は加点後の得点とします。）の高い順に設置運営事業者を選定します。評価に当たり、応募者ヒアリングを実施します。

ただし、次の場合は選定しません。

- ① 評価得点（イによる加点前の得点とします。）が、155点満点中6割未満の場合
- ② 選定基準「2 評価基準」の「(1)評価項目・配点」のうち、大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の100点中6割未満の場合

イ 加点

評価得点が上記アの①又は②により不選定となる事業者を除き、次のとおり加点します。

(ア) 充足率が低い日常生活圏域（幟町圏域、国泰寺圏域、二葉圏域、大州圏域、段原圏域、宇品・似島圏域、中広圏域、古田圏域、安佐・安佐南圏域、東原・祇園東圏域、口田圏域、湯来・砂谷圏域、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域、五日市南圏域）において整備する事業計画の場合、20点を加点します。

(イ) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも未整備の圏域（別紙1参照）において、小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所（いずれもサテライト型を含む。）を併設、又は認知症対応型通所介護事業所が未整備の圏域（別紙1参照）において認知症対応型通所介護事業所を併設（新たに開設する事業所に限る。以下「併設事業所」という。）する事業計画の場合、次の表のとおり加点します。

併設事業所の種類	加点
小規模多機能型居宅介護事業所	5点
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10点
認知症対応型通所介護事業所	5点

(ウ) 選定基準「2 評価基準」の「(2)加点項目・加点」のうち、加点項目「独自の取組」について、特色ある独自の取組が計画されている場合には、各項目につき3点を加点します。

(エ) 若年性認知症の利用者専用のユニットを設ける事業計画の場合、10点を加点します。

ウ 広島市地域密着型サービス運営懇談会における意見聴取

設置運営事業者の選定について、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会において意見を聴取します。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和5年3月上旬ごろに選定結果を通知します。

また、選定された応募者については、応募者名、選定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

ア 設置運営事業者として選定された事業者が、加点の対象となった併設事業所又は若年性認知症の利用者専用のユニットの整備を行わない場合は、設置運営事業者の選定を取り消します。

イ 設置運営事業者に選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、設置運営事業者として選定される前の辞退は可能です。

6 選定後の手続き

(1) 事業者指定申請

新規整備（サテライト型を含む。）に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満了した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。なお、令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに事業が開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

(2) 変更届出

既存事業所のユニット数又は1ユニット当たりの定員数の増に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、ユニットの整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満了した段階で、本市に対して変更届出を行うことができます。令和6年度末（令和7年4月1日変更を含む）までに事業を変更できるよう変更届出を行う必要があります。

本市は、変更届出の内容について審査し、適切と判断した場合には、変更届出を受理します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の選定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 選定取消しについて

ア 設置運営事業者として選定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、選定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として選定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、整備予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、選定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の選定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 選定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

(5) 整備予定地について

ア 整備予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 整備予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確

実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等による現金、普通預金又は当座預金等の確保があった場合には、その拳証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

ウ 運用財産（運転資金）

運用財産として、事業所の年間予定事業費（収支予算書における支出予算額）の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。事業計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることをしないよう注意してください。

エ 借入金

償還計画は、利用者から徴収する居住費等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会（事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む）とします。別紙3「選定基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として選定後は速やかに、選定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

- ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。
- イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（TEL082-504-2506）にお問い合わせください。
- ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（TEL082-504-2288）又は都市整備局緑政課（TEL082-504-2396）にお問い合わせください。
- エ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、整備予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。
- オ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を整備資金に積算してください。
- また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定申請（変更届出）時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL (082) 504-2721
FAX (082) 504-2136
電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集 【ページ番号：124563】

令和4年度 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び 認知症対応型通所介護設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）、看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）及び認知症対応型通所介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を決定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容
募集するサービス種類	① 小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む） ② 看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む） ③ 認知症対応型通所介護
募集対象地域	市内全域
補助金の交付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（TEL082-504-2173）

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月14日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又は FAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間 令和4年11月7日（月）から11月11日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 TEL082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 小規模多機能型居宅介護等事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 開設予定地の写真」、「24 位置図」

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 設置運営事業者の決定等

(1) 適否判定

別紙2の「小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価（指導）基準（以下「評価（指導）基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、評価対象外とし、採点は行いません。

(2) 評価及び決定

応募者から提出された事業計画書を、別紙2「評価(指導)基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価します。

評価得点が155点満点中6割以上であり、かつ、大区分「事業所運営」に係る配点100点中6割以上である場合、各サービスに係る設置運営事業者として決定します。

なお、評価得点が上記に満たない場合は、応募者は、本市の指導を経て、評価結果が上記の点数以上となるよう事業計画書の見直しを行い、再度、事業計画書を本市に提出することができます。

設置運営事業者の決定については、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会の意見を聴取します。

(3) 評価結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和5年3月上旬ごろに評価結果を通知します。

また、決定された応募者については、応募者名、決定に係る評価状況及び評価結果を、本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

設置運営事業者に決定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、設置運営事業者として決定される前の辞退は可能です。

6 事業者指定

設置運営事業者決定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、評価された事業計画を満たした段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。令和6年度末(令和7年4月1日指定を含む)までに事業が開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が開設予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の決定を行います。

すので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 決定取消しについて

ア 設置運営事業者として決定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、決定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として決定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、開設予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、決定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の決定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 決定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として決定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

(5) 開設予定地について

ア 開設予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 開設予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書

提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。))を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その拳証資料(預金残高証明書等)を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について(共用型認知症対応型通所介護を除く。)

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会(事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む)とします。別紙2「評価(指導)基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として決定後は速やかに、決定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等(都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課(Tel082-504-2506)にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課(Tel082-504-2288)又は都市整備局緑政課(Tel082-504-2396)にお問い合わせください。

- エ 本施設については、都市再生特別措置法に基づく広島市立地適正化計画における誘導施設に設定されているため、都市機能誘導区域外に開設する場合など、届出が必要となる場合がありますので、都市整備局都市計画課（Tel082-504-2267）にお問い合わせください。
- オ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、開設予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。
- カ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を開設資金に積算してください。
- また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の決定を受けた場合、指定申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL (082) 504-2721
ファックス (082) 504-2136
電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集【ページ番号：124563】

令和4年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護 設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（以下「24時間訪問サービス等」という。）を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を決定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容
募集するサービス種類	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護
募集対象地域	市内全域
補助金の交付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（Tel082-504-2173）

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月14日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又は FAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間	令和4年11月7日（月）から11月11日（金）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 Tel082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 24時間訪問サービス等事業計画書(写)」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 配置図」、「7 各階平面図」、「8 位置図」

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項(添付書類3)」を確認の上、「提出書類一覧表(添付書類4)」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判(縦位置・横書き)に統一し、「提出書類一覧表(添付書類4)」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況(事業者数のみ)を、本市ホームページに掲載します。

5 設置運営事業者の決定等

(1) 適否判定

別紙2の「24時間訪問サービス等設置運営事業者評価(指導)基準(以下「評価(指導)基準」という。)」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、評価対象外とし、採点は行いません。

(2) 評価及び決定

応募者から提出された事業計画書を、別紙2「評価(指導)基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価します。

評価得点が110点(夜間対応型訪問介護は95点)満点中6割以上であり、かつ、大区分

「事業所運営」に係る配点95点（夜間対応型訪問介護は80点）中6割以上である場合、各サービスに係る設置運営事業者として決定します。

なお、評価得点が上記に満たない場合は、応募者は、本市の指導を経て、評価結果が上記の点数以上となるよう事業計画書の見直しを行い、再度、事業計画書を本市に提出することができます。

設置運営事業者の決定については、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会の意見を聴取します。

(3) 評価結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和5年3月上旬ごろに評価結果を通知します。

また、決定された応募者については、応募者名、決定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

6 事業者指定

設置運営事業者決定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、評価された事業計画を満した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに事業を開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

イ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

ウ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の決定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

エ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 決定取消しについて

ア 設置運営事業者として決定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、決定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として決定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、開設予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、決定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の決定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 決定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として決定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

(5) 開設予定地について

ア 開設予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 開設予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その拳証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

(7) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（Tel082-504-2506）にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（Tel082-504-2288）又は都市整備局緑政課（Tel082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 本施設については、都市再生特別措置法に基づく広島市立地適正化計画における誘導施設に設定されているため、都市機能誘導区域外に開設する場合など、届出が必要となる場合がありますので、都市整備局都市計画課（Tel082-504-2267）にお問い合わせください。

オ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を開設資金に積算してください。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2721

ファクス (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集【ページ番号：124563】

令和4年度 特定施設入居者生活介護事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特定施設入居者生活介護事業所を計画的に整備しています。

この募集は、特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）を選定するために行うものです。

2 募集内容等

区分	内容	
定員数等	【募集定員数】 62人分	全市域（全39圏域）を対象に募集します。 ※ 整備形態、施設形態別等で募集定員数の設定は行いません。 ※ 廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。
	【1施設当たりの定員数】 100人以下	※ 既存の特定施設の増床の場合、増床後の定員数は100人以下とする必要があります。 ※ 左記定員数は、要介護認定を受けている人だけでなく、要介護認定を受けていない人の定員数も含めた施設の総定員数です。 ※ 既存の住宅型有料老人ホーム等から特定施設への転換を行う場合、施設全体を特定施設に転換する必要があります。
整備形態	① 新規整備 ② 既存の住宅型有料老人ホーム等の転換、既存の特定施設の増床	
施設形態 ・ サービス形態	次のア～ウのいずれにも該当すること ア 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）であること イ 要介護認定を受けている人も受けていない人も入居できる混合型の特定施設であること ウ 特定施設の従業者により、介護サービスの提供を行う一般型の特定施設であること	
補助金等の交付	施設及び設備の整備に当たって、本市からの補助金等はありません。	

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月14日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又は FAX（082-504-2136）

で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間 令和4年11月14日（月）から11月18日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 Tel082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 特定施設入居者生活介護事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 整備予定地の写真」、「24 位置図」

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考に作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 事業者の選定等

(1) 適否判定

別紙2の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、選定対象外とし、応募者ヒアリング及び採点は行いません。

(2) 選定方法等

ア 評価及び選定

応募者から提出された事業計画書を、別紙2「選定基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価し、定員数（62人分。ただし、廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。）を超えない範囲内で、評価得点（イによる加点がある場合は加点後の得点とします。）の高い順に事業者を選定します。評価に当たり、応募者ヒアリングを実施します。

ただし、次の場合は選定しません。

- ① 評価得点（イによる加点前の得点とします。）が、160点満点中6割未満の場合
- ② 選定基準「2 評価基準」の「(1)評価項目・配点」のうち、大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の100点中6割未満の場合

イ 加点

評価得点が上記アの①又は②により不選定となる事業所を除き、次のとおり加点します。

(ア) 特定施設入居者生活介護事業所が未整備の日常生活圏域（幟町、牛田・早稲田、大州、庚午、安佐・安佐南、口田、瀬野川東・瀬野川（中野東小学校区）、湯来・砂谷）において整備する場合、20点を加点します。

(イ) 選定基準「2 評価基準」の「(2)加点項目・加点」のうち、加点項目「独自の取組」について、特色ある独自の取組が計画されている場合には、各項目につき3点を加点します。

ウ 外部の有識者等で構成される懇談会における意見聴取

利用者の立場に立った適正かつ円滑な事業所運営に資することを目的として、外部の有識者等で構成される懇談会において意見を聴取します。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和5年3月上旬ごろに選定結果を通知します。

また、選定された事業者については、応募者名、選定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

事業者を選定された場合、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、事業者として選定される前

の辞退は可能です。

6 選定後の手続き

(1) 事業者指定申請

新規整備に係る事業者選定通知書の交付を受けた事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。なお、令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに事業を開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

(2) 変更申請

既存事業所の定員の増加に係る事業者選定通知書の交付を受けた事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して変更申請を行うことができます。令和6年度末（令和7年4月1日変更を含む）までに事業を変更できるよう変更申請を行う必要があります。

本市は、変更申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、定員の増加に係る変更について承認します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で事業者の選定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 選定取消しについて

ア 事業者として選定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、選定を取り消すことがあります。

イ 事業者として選定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、整備予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、選定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 事業者の選定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 選定取消し等に基づく応募停止期間について

事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の特定施設入居者生活介護事業者の募集に応募できません。

(5) 整備予定地について

ア 整備予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 整備予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等による現金、普通預金又は当座預金等の確保があった場合には、

その拳証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。

ウ 運用財産（運転資金）

運用財産として、事業所の年間予定事業費（収支予算書における支出予算額）の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。事業計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることをしないよう注意してください。

エ 借入金

償還計画は、利用者から徴収する居住費等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会（事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む）とします。別紙2「選定基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として選定後は速やかに、選定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、高齢者住まい法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（Tel082-504-2506）にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（Tel082-504-2288）又は都市整備局緑政課（Tel082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となる場合があります。詳細については、整備予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。

才 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定（変更）申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を整備資金に積算してください。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定（変更）申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2721

FAX (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集 【ページ番号：124563】